

イギリスにおける法曹養成制度改革と現段階

種村 文孝

Abstract

The purpose of this paper is to clarify the reform and current stage of legal education in the UK. Since the 1970s, there has been discussion on the integration of university and professional training into legal education. Many law schools have been established, and the connection between university education and training with professional organizations has been made. Each professional organization ensures the quality of university education, law schools, and practical training. However, there is a possibility that the emphasis is on practical education and academic liberal legal education is not sufficiently positioned. The introduction of SQE in the education of solicitors is considered to be a disregard of the education process in law schools. Education of professionalism has also been pointed out as a contemporary issue.

キーワード……法曹養成 専門職教育 教育の質保証 プロフェッショナルリズム教育

1 はじめに

本稿は、イギリス¹⁾における法曹養成制度改革の経緯と現状の養成制度を整理し、いかなる議論を経てどのような制度が構築されているのかを明らかにする。その上で、現状の養成制度の特徴と課題について考察することを目的とする。

近年、日本やアメリカを含め、多くの国で法曹のあり方と養成に関わる議論と見直しが行われている²⁾。それは、グローバル化と技術革新が進み、多様化と複雑化が進む現代社会の問題を解決できる法曹が求められているためである。法曹の中でも、特に弁護士は、市民や企業を直接のクライアントとすることもあり、現代社会から鋭く問われている。旧来の権威的で閉鎖的な法曹のあり方が司法界内部からも市民からも問い直され、養成制度を含めた改革が各国で進められている。

本稿では、司法改革と法曹養成制度改革を急速に進め、現代社会における法曹のあり方と養成に関する議論が重ねられているイギリスに注目する。イギリスでは、法廷弁護士に相当するバリスター(barrister³⁾)と、事務弁護士に相当するソリシター(solicitor⁴⁾)の二元制が長い伝統を有し、法曹界は歴史と伝統の影響を色濃く残しているとされる。バリスターとソリシターそれぞれが職能団体を有し、各職能団体の教育機関において法曹養成がなされてきたが、伝統的な法曹のあり方と養成制度が現代社会の実態や市民ニーズに見合わないことが問題視され⁵⁾、1970

年代以降の司法改革により見直されてきた。高等教育の発展、市民社会の成熟、新自由主義の影響、専門職の権威や閉鎖性への批判などを踏まえ、法曹団体による養成だけに頼るのではなく大学教育及び法科大学院と連携する形で法曹養成制度を整備してきた。法曹養成において、理論と実務、アカデミックな教育内容と実務的な教育内容に大きな隔たりがあり、その架橋に関する模索が続けられてきた。しかし、2021年9月から、ソリシターの養成制度にソリシター資格試験（Solicitors Qualifying Examination：SQE）と呼ばれる新たな制度を導入し、法学部及び法科大学院を経ずにソリシターになる道が広がるなど、アカデミックな教育内容と実務的な教育内容の架橋や制度改革において大きな方向転換が行われた。以上の意味において、法科大学院を導入して法曹養成のあり方を見直してきた日本の今後の改革の方向性に示唆を与えるものとする。

イギリスの法曹養成改革に関する先行研究では、法科大学院の導入及び発展経緯を明らかにした研究⁶⁾や職能団体が弁護士自治として養成に取り組む意義を提起するもの⁷⁾などがある。そこには、日本の法曹養成と比較検討できる視点が見出される。とはいえ、法学的見地からのアプローチからであり、専門職養成に関する特徴や現代的課題について教育学的アプローチからの考察が十分になされているとはいえない。イギリスの法曹養成と改革の経緯と議論に関して詳細に検討している研究⁸⁾や、ソリシター資格試験（SQE）の導入が法学部及びロースクールの教育に与える影響を検討した研究⁹⁾も含めて、イギリスの法曹養成制度の現状を専門職養成の質保証ならびに教育内容などの観点から検討する余地がある。そこで本稿では、これまでのイギリスにおける法曹養成制度改革の議論を整理し、現状の養成制度の特徴及び専門職教育に関する課題を検討する。

2 法曹養成の歴史的経緯と1970年代以降の制度改革

2-1 バリスターとソリシターによる二元制の特徴

イギリスの法曹は、バリスターとソリシターの二元制と、弁護士が裁判官になる法曹一元制度¹⁰⁾を採用している点が日本と大きく異なる。バリスターとソリシターの概要を表1に示す。

バリスターの起源は、13世紀にさかのぼる。訴訟当事者の一方の依頼を受け、法廷で弁論をする者たちの職能集団が生まれたのがその原型である。そのような職能集団が、14世紀～15世紀頃に法曹院（Inns of Court¹¹⁾）という独特の教育機関を設けて、共同生活を通じた教育や監督を通して専門職としての地位を確立させてきた。今日のバリスターの数は、約16,000名である¹²⁾。ソリシターの数が約136,000名である¹³⁾のに対して、規模は小さいが、バリスターはイギリス社会の中の一大大エリートたる地位を占めている。それは、司法権がほぼバリスターの手で担われており、国会議員もバリスターの資格を持つ者が多いためである。

バリスターの職務内容の中心は、法廷活動であり、上級裁判所での弁論権を独占してきた。イギリスの裁判は口頭主義が徹底している¹⁴⁾ため、法廷における弁論術（advocacy）がきわめ

表 1. バリスターとソリシターの概要

	バリスター	ソリシター
人数	約16,000人	約136,000人
主な業務内容	法廷活動 ソリシターの依頼に基づく意見書作成	契約書や法律文書の作成 市民の様々な法的トラブルの解決 金融や企業間の取引支援
起源	13世紀頃、訴訟当事者の一方の依頼を受け、法廷で弁論をする者たちの職業集団が誕生	訴訟当事者の代理で法廷に出廷したことを起源とし、16世紀頃までに職業集団を形成

(出所) 著者作成

て重要とされ、バリスターとしての成功は弁論術の巧拙にあると言われている¹⁵⁾。また、バリスターは、扱う法領域から刑事と商事に分かれ、その中で専門分野を持ち、コモン・ロー¹⁶⁾、遺言検認および離婚事件などを専門とする¹⁷⁾。また、バリスターが専門分化しているため、ソリシターから専門的な意見を求められることがあり、ソリシターの依頼に基づく意見書作成も重要な業務の一つである¹⁸⁾。法曹一元制度を採用しているイギリスでは、伝統的には10年以上の経験を有するバリスターが主な裁判所の裁判官となっている。つまり、バリスターは、日本での弁護士、検事、裁判官の法曹三者の業務を担う存在であると位置づけられる。

ソリシターは代理を起源として成立してきた。バリスターが弁論術や法知識を駆使して他人を援助し、代弁するための存在として出現してきたのに対し、ソリシターは訴訟当事者の身代わりとして存在が求められてきた経緯がある。専門性は低かったが、裁判所に出頭して書面の提出や受領を行うなど、法律文書の作成や費用の徴収を行うようになり、16世紀頃には職能集団を形成した。その後、不動産譲渡取引をソリシターの独占業務とするなど、専門領域を確立してきた。

ソリシターの業務内容は、所属する事務所の規模や特徴によって様々であるが、契約書や法律文書の作成、市民の様々な法的トラブルの解決、金融や企業間の取引支援が主な業務である。ロンドンにある大事務所は、300名ほどの規模であり、商事法、会社法、国際取引法、税法等を専門とし、専門化も進んでいる。中規模事務所でも、保険法、銀行法等の専門を有する事務所が多い。一方、地方のソリシターの業務は、不動産譲渡手続き、遺言や遺産管理が業務の7～8割を占め、民事から刑事まで幅広い領域を扱っている¹⁹⁾。ソリシターは、市民からの直接の相談窓口であり、ロンドン市内のみならずイギリスの各地で実務を行っている。日本における弁護士、司法書士、行政書士などに位置づけられる。

2-2 伝統的な法曹養成制度 -職能団体による養成と徒弟制-

バリスターの養成は、伝統的に職能団体が担ってきた。教育機関の法曹院にて、徒弟制によ

る教育が行われてきた。15世紀中頃から17世紀前半頃まで、その教育機能はオックスフォードなどの大学に匹敵するほどであったとされる²⁰⁾。この時期における教育は、バリスターの資格を有しない学生のみならず、バリスター資格を有する者に対しても行われ、教育者と学習者が起居を共にする集団生活の中で行われた。また、法曹養成以外にも、一般大学教育も行われており²¹⁾、上流階級の子弟の入学が多く、実務家弁護士にならない者も相当数含まれていた²²⁾。

法曹院における法学教育は抽象的な法理論の探求ではなく、きわめて実践的であった。その代表的なものは模擬裁判²³⁾とリーディングである。模擬裁判は、2～3人のバリスターからなる裁判官の前で、2人の学生やバリスターが法的論争を行うものである。また、リーディングは、指名されたバリスターが法令を朗読してその解釈を発表し、聴講者が意見や反論をして議論を行うものである²⁴⁾。この模擬裁判を行うことがバリスターの資格の要件とされていた²⁵⁾。

法曹院は16世紀中頃まで法律大学として黄金時代を送っていたが、次第に教育機能を失っていった。その背景には、印刷術の導入による、法律書の普及がある。従来の口頭による教育や議論よりも、読書によって法律知識を得る方が効果的であるという考えが広まり、実践的な教育が軽視された²⁶⁾。その後は、バリスターの組織的な教育が失われることとなり、バリスターの資質を担保する機能もなくなり、バリスターを志す者は自習をするか、他のバリスターの事務所での勉強に頼らざるを得ない時代が続いた。法学教育の欠如に対して、法曹院に対する批判が続き、1852年には4つの法曹院が共同して法学教育評議会（Council of Legal Education）を設立し、1872年には資格付与の条件に試験に合格することを加えるなどの改善もなされてきた²⁷⁾。

しかし、実質的な教育は個人の学習任せであり、以前のような先輩バリスターとの議論によって法的な知識や技術、法曹としての態度を教えられることが少なくなっていた。法曹院では、伝統的な慣習に則り食事会を行い、バリスターの資格要件として残している。以前は、その食事会が、先輩バリスターと会話や議論をしながら、法廷技術やバリスターとしての態度を身につける教育的機会とされていたが、それも形骸化し、バリスターになるのは難しくないとと言われるほどにまで、教育の質が低下することになった。資格取得に必要な筆記試験も受験予備校で3ヶ月程度勉強すれば合格できる程度のものであり、知識は重視されていなかった²⁸⁾。

このような法学教育の欠如には、イギリスの大学の位置づけも影響している。大学の法学部で教えるべきは、教養となる法律であり、職業のための法律や法的技術ではないという思想があった。そのため、大学の法学部では、法哲学やローマ法が教えられており、コモン・ローなど法曹の実務に必要な知識は扱われてこなかった。教育方法も、判例の諸原則の暗記や、法原理の論理構造の分析に主眼がおかれ、現実の社会における法の機能を考察する姿勢が軽視されてきたため、大学での教育が法曹養成と接続されていない点が、長らく大きな課題であった²⁹⁾。

ソリシターの養成もバリスター同様に職能団体が担ってきた。ソリシターは1831年に職能団体の法曹協会(Law Society)を結成し、ソリシターの資質向上と道義の改善に努めてきた。それまで自治組織がなく、評判の悪いソリシターを取り締まることができず、育成も不十分であっ

たためである。法曹協会は、不適切なソリシターの処分や綱紀粛正を進めるとともに、育成にも力を入れ、1860年には、一般教養をテストする予備試験を導入するなど、専門職としての地位の向上に努めてきた。予備試験の導入は、ソリシターになる者を「ジェントルマン」階層に限定する意図でなされ、実際に、大学出身者がソリシターになる傾向が増え、バリスターによるソリシター蔑視が改善されるような効果があった³⁰⁾。

1903年にはソリシターの教育機関として法学校（School of Law）を設立し、指定の学校で1年間法律の勉強をすることをソリシターの資格要件とするなど知識の習得も意識された。しかし、法学校の教育は、ソリシターの試験準備を主たる目的とするものであり、法規や判例を覚えさせることに主眼が置かれていた。既存の法を批判検討し、社会環境と法規を関連づけて考察するなどの能力育成の観点はなかった³¹⁾。大学での法学教育の欠如は、ソリシターにとってもバリスターと共通の課題であった。

そのため、ソリシター志望者のための法学教育は、ソリシター事務所における実務修習が中心であった。実務修習は1729年のソリシター法制定時から資格取得の要件とされ、長い間5年間の修習が義務づけられていた³²⁾。実務修習こそが最良の教育ととらえられてきたが、師となるソリシターの能力や業務の性質によって教育の質に大きな差が生じることについての批判も生じてきたのである。

2-3 1970年代以降の法曹養成制度改革の経緯

1960年代まで長い伝統を有してきたバリスターとソリシターの二元制と、法曹養成制度は1971年のオームロッド報告³³⁾以降の司法改革で大幅に変わることになる。オームロッド報告は従来のイギリスの法曹養成制度を見直して出されたものである。以前からイギリスにおける大学や職能団体の法学教育については、学者や政府、司法界内部から問題が指摘され、改革案が出されてきたが、法曹院の反対により実現がされなかった。

同報告では、従来のイギリスの法曹養成が、職能団体中心になっていること、大学との養成の接続がなされていないことを種々の角度から検討して問題として挙げ、抜本的な改革が提案された。大学での法学教育と職能団体の運営する法学教育とが併存し、一方はアカデミックに傾きすぎ、他方は法曹の資格試験の準備に傾きすぎるという状態となっていることが批判されたのである³⁴⁾。

同報告はまた、1945年以降、(i)高等教育の拡大による法学部卒の学生の増加、(ii)奨学金制度の拡充による学生の出身階層の拡大、(iii)経済的に早く独立を望む者の増加を挙げ、1970年時点では、新しくバリスターになる者の約80%、ソリシターになる者の約40%が、大学で法学を専攻した者になっていることを指摘している³⁵⁾。このことから、大学での法学部での教育と職能団体の教育を連携させることが模索された。

注目されるのは、同報告において、「アカデミック段階」(Academic Stage)、「職業的段階」

（Vocational Stage）および継続教育という法曹養成の3段階への整備が目指された点である。

アカデミック段階では、従来の大学の講義内容を見直し、「アカデミック的」対「職業的」、「理論的」対「実務的」という、大学での教育と職能団体での教育とを分けてきた垣根をとりはらい、アカデミック教育と職業教育の資源を統合することが必要であるとした³⁶⁾。そして資格取得の要件に、大学の法学教育の修了を位置づけた。今後、経済立法・社会立法の拡大、生活水準の向上、法律扶助制度の拡充、国際取引の発展などによって、法律家の活動すべき領域が拡大し、法曹の活動形態が多様化する可能性を指摘している。そして、法の範囲は多様であり、すべての法分野をおさえることが困難であるため、入門として最低限必要なことを教え、法律家らしく考える力を養成することが求められた³⁷⁾。

続いて職業的段階では、バリスターになるためのプロセスとして Bar Vocational Course (BVC)、ソリシターになるためのプロセスとして Legal Practice Course (LPC) が明示された。その上で、基礎法學段階で習得した法の知識と知的能力を実際に生ずる問題に適用すること、および、法曹として活躍するにあたって継続的に専門的な技術を伸長していける素地をつくることが目標に位置づけられた³⁸⁾。大学教育と実務の接続がなく、場当たりの技術習得がされている点、法以外の領域への視点が少ない点、実務修習の成果が指導弁護士的能力に大きく左右される点、実務修習の引受け手探しが困難である点、実務修習中の生活に十分な手当てがなされていないことを課題として挙げ³⁹⁾、実践的な教育を、職能団体との協力のもとで大学が担うことを模索したのである。

また、継続教育も法律専門職の資格取得後の教育として重要視されるようになった。法分野や活動範囲が多様になるため、養成制度内での教育のみならず、資格取得後も後輩のバリスターやソリシターの育成に関わりながら、自身も多様な知識や技術の習得をすることが求められた。その方向で、職能団体による徒弟制にもとづく育成が見直され、多様な法的問題に対処でき、複雑化する社会の問題に適応できる法曹の養成が求められるようになった。

オームロッド報告の方向性を踏まえて、1990年代には法科大学院の新設が盛んに行われた。職業的段階のLPCが1993年に大学に開放され、BVCが1997年に開放されたため、これらのコースを提供する法科大学院が新設されたのである⁴⁰⁾。その後、BVCは2010年にBar Professional Training Course (BPTC)へと改称される。BPTCの内容はバリスター水準評議会 (Bar Standards Board : BSB) が、LPCの内容はソリシター規制機関 (Solicitors Regulation Authority : SRA) が、コースを認証する形となった。

2011年にはこれらの法曹養成制度に関する職能団体による振り返りが行われ、2013年に報告書 (Legal Education and Training Review : LETR)⁴¹⁾が公表される。社会、消費者、司法の利益のために、法曹倫理、価値観、プロフェッショナルリズム、マネジメント・スキル、コミュニケーション・スキル、平等と多様性に関する教育・研修の要件を強化すること、学習成果と基準を明確に定めて評価を強化すること、法曹志望者の社会的流動性と多様性を確保することなどが

提言された。バリスター水準評議会（BSB）はこれを踏まえて、2020年9月から職業的段階のコースパターンを多様化し、コース提供者と学習者のニーズに応えられるようにした。また、ソリシター規制機関（SRA）は、LPCによる養成制度を見直して2021年9月からソリシター資格試験（SQE）を導入することにした。学位や職業訓練の水準が教育機関によって異なること、法曹資格の取得にかかる費用が高く社会的流動性に問題があることなどを踏まえて、ソリシター資格試験（SQE）という統一試験によるアウトカムの認定と質保証の強化へと大きく方針転換したのである。

3 現状の法曹養成制度と資格取得プロセス

3-1 バリスターの養成制度と資格取得プロセス

バリスターの養成制度は、①アカデミック構成要素、②職業構成要素、③実務型学習構成要素をもとに構成されている（図1参照）。①アカデミック構成要素は主に大学が担い、②職業構成要素は主に法科大学院と法曹院が担い、③実務型学習構成要素は主にバリスター事務所が担い、各構成要素の教育・訓練を行う機関をバリスター水準評議会（BSB）が認可している。

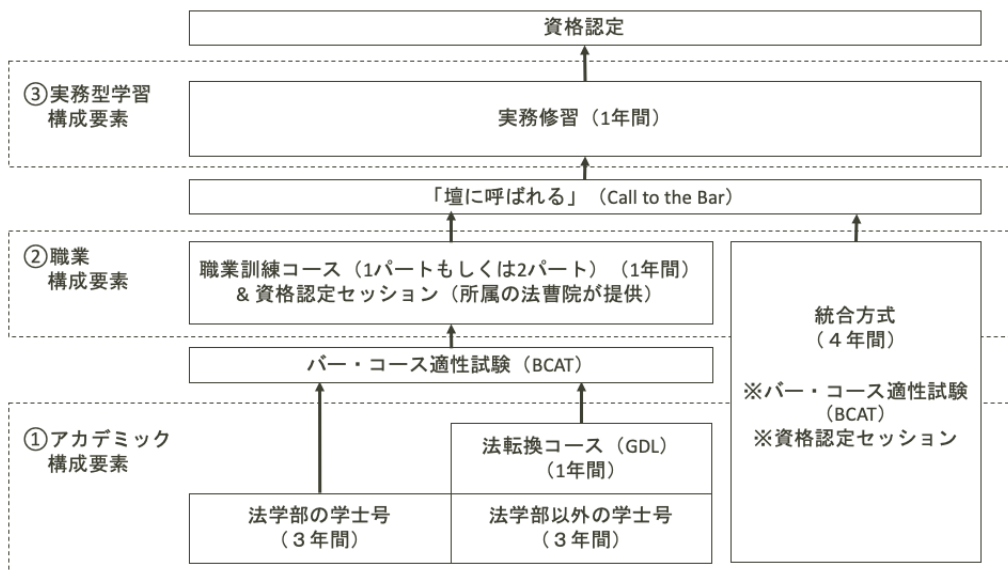


図1 バリスターの養成制度と資格取得プロセス

（出所 バリスター水準評議会の web サイト⁴²⁾を元に筆者作成）

なお、2020年9月から②職業構成要素のコース提供パターンが多様化し、その設置パターンによって、3ステップ方式（職業訓練コースが1パート）、4ステップ方式（職業訓練コースが2パート）、統合方式（アカデミック構成要素と職業構成要素の統合）、徒弟方式（アカデミッ

ク構成要素、職業構成要素、実務型学習構成要素の統合)の4種類の資格取得の流れが制度として整えられた⁴³⁾。ただし、2021年11月の時点では、バリスター水準評議会の認証を受けた徒弟方式のコースは存在せず、従来のBPTCコースの流れを元としている3ステップ方式と4ステップ方式が主流である。

バリスターの資格取得を目指す場合、まずは①アカデミック構成要素として、大学の法学部で3年間学び、学士号を取得することが求められる。あるいは、法学以外の学士号を取得した後で1年間の法転換コースを修了する必要がある。法転換コースとしては、法曹院や法科大学院などで法学部以外の卒業生を対象にGraduate Diploma in Law (GDL)が提供されている。法学部か法転換コースの最終学年のうちに、バー・コース適性試験 (the Bar Course Aptitude Test: BCAT)を受験する。職業訓練コースの開始前に、4つの法曹院の中の1つに会員資格を申請し、バリスター事務所などに実務修習を申し込む。

②職業構成要素は、提供している法科大学院によって期間やプログラムなどが異なるがフルタイムで約1年間(最低8ヶ月)、パートタイムで約2年間となっている。2020年までは、BPTCとして扱われていたが、先述の通り4パターンに分かれている。職業構成要素の期間には、法曹院が提供している資格認定セッション (qualifying session)を修了することで、正式にバリスターになるための卒業セレモニーである「壇に呼ばれる」(Called to the Bar)が行われる。

③実務型学習構成要素では、バリスター見習いとしてバリスター事務所の実務修習が行われる。法学部か法転換コースの最終学年のうちに事務所に実務修習を申し込み、契約ができていない場合は職業構成要素の期間中に再度申し込むことになる。1年間の実務修習の修了に関して、上司とバリスター水準評議会 (BSB)の承認を得ることで実務証明書を受け取り、正式にバリスターとして資格が認定されて実務を行うことが可能になる。

3-2 ソリシターの養成制度と資格取得プロセス

ソリシターの養成制度は、2021年秋からソリシター資格試験 (SQE)が導入されたため、以前のLPCによる養成制度からの移行期にある。そこで、現状ではソリシター資格試験 (SQE)ルート (図2)とLPCルート (図3)の両方の制度が存在している。

新しく整備されたソリシター資格試験 (SQE)ルートでは、①学位の取得 (または同等の資格あるいは実務経験)、②ソリシター資格試験 (SQE)としてSQE1とSQE2の合格、③2年以上の実務経験、④ソリシター規制機関 (SRA)の性格・適性要件を満たすことが必要になる。①学位の取得に関しては、法学部に限らずいずれかの科目の学位か、それに相当する the Regulated Qualifications Framework (RQF)のレベル6の資格⁴⁴⁾を有することが求められる。ただし、実務経験を同等の資格とみなす場合もあり⁴⁵⁾、必ずしも学位を取得せずともソリシター

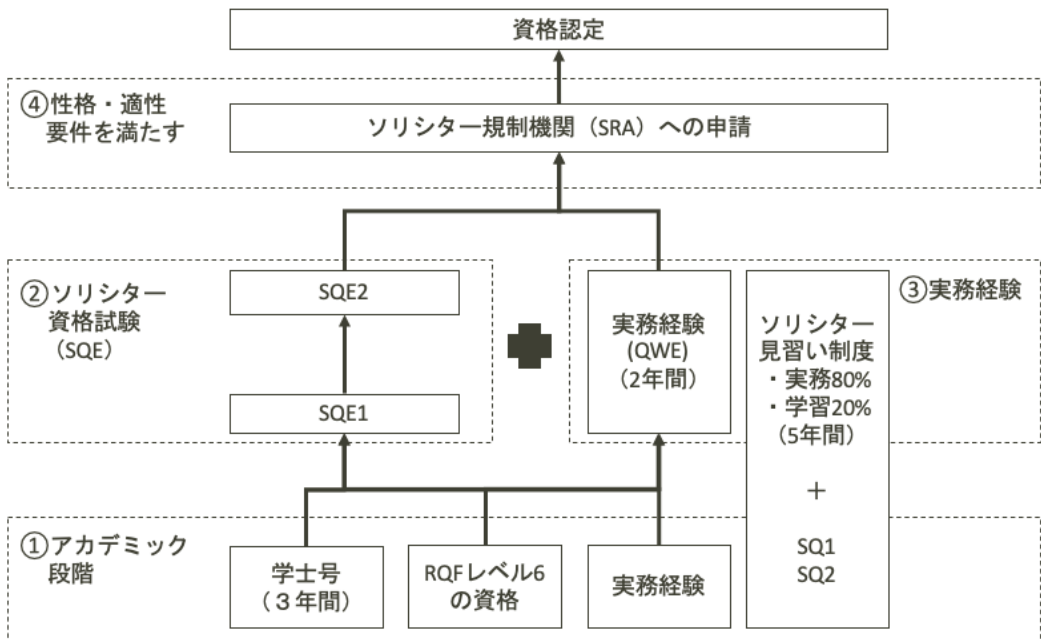


図2 ソリシターの養成制度と資格取得プロセス（ソリシター資格試験（SQE）ルート）
 （出所 ソリシター規制機関（SRA）の web サイト⁴⁶を元に筆者作成）

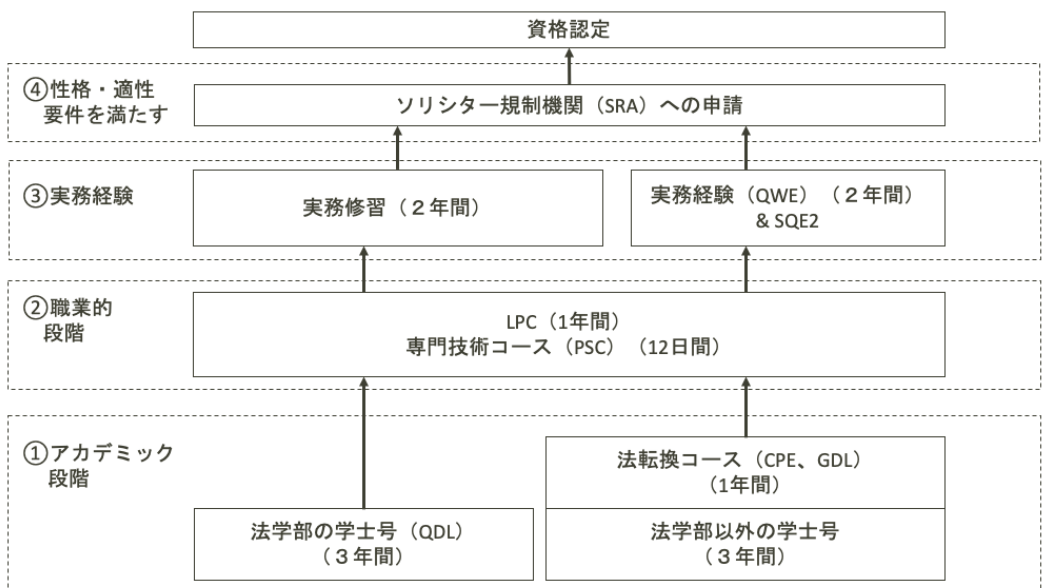


図3 ソリシターの養成制度と資格取得プロセス（LPC ルート）
 （出所 ソリシター規制機関(SRA)の web サイト⁴⁷を元に筆者作成）

になることができる点が大きな変更点である。ソリシター見習い制度（Solicitor apprenticeships）として、大学に進学せずにソリシター事務所などの法的環境下で5年間見習いとして働きながらソリシター資格試験（SQE）に関する学びも行い資格取得ができる道もある⁴⁸⁾。②ソリシター資格試験（SQE）は、ソリシターを目指すすべての人を対象にした単一の厳格な評価枠組みとして位置づけられており、実践的な法知識を問う試験のSQE1と、実践的な法知識と技術を問う試験のSQE2から構成されている。

LPCルートは①ソリシター規制機関（SRA）の認定を受けた法学位（QDL）の取得、もしくは、法学以外の学位を取得した上で法転換コースの修了、②LPCコース及び専門技術コース（the Professional Skills Course:PSC）の修了、③2年間の実務修習の修了、④ソリシター規制機関（SRA）の性格・適性要件を満たすことでソリシターの資格取得となる。LPCコースは、ソリシター資格試験（SQE）の導入に伴い今後は廃止される予定であるが、移行期間として、2025年に開始されるコースまでは承認される見通しである⁴⁹⁾。バリスター同様に、学位を取得した後、法科大学院に設置されたLPCコースで実践的な学びを行い、実務修習を経てソリシターの資格を取得する流れである点に特徴がある。

4 バリスター養成の各段階の教育内容と特徴

4-1 アカデミック構成要素

バリスター養成の最初の段階であるアカデミック構成要素では、学位の取得が求められる。この学位は法学以外でも可能であるが、その場合にはGDLと呼ばれる法転換コースを修了する必要がある。法学部の学位またはGDLには、刑事法、衡平法と信託、欧州連合の法律、義務1（契約）、義務2（不法行為）、財産・土地法、公法（憲法、行政法、人権法）の7つの基礎的な法律知識が含まれていなければならない。また、リーガルリサーチなどの大学院での法律業務に関連する技術も学ぶ必要がある⁵⁰⁾。

最終学年では、バー・コース適性試験（BCAT）に合格することが求められる。これは55分間に66問の複数選択問題を解く形式の試験であり、職業構成要素の段階に進むために必要である。他に、4つの法曹院のいずれか1つに加入する。バリスター事務所の実務修習（Pupillage）の申し込みも卒業前に行われる。実際に実務修習が開始されるのは、職業訓練コースを終えた後になるため、実習開始の1年半前から申請することになる。この実務修習の競争率は高く、各事務所で1～2件の見習実習に対して、数百の応募があるため、履歴書や申請書類の内容を充実させておくことも求められる。実務修習の面接では、問題解決に関する課題、模擬弁論の課題、一般的な就職面接で想定されるような質問が行われることが多い⁵¹⁾。

4-2 職業構成要素

職業構成要素は、9つの認定教育訓練機関によってコースが提供されている⁵²⁾。現状では、

法科大学院による提供が中心であり、法学修士（LLM）などの学位の一部を構成することもある⁵³⁾。職業構成要素に関しては、バリスターになるための専門的な技術、手続きや証拠に関する知識、態度、能力を確実に身につけるための様々な科目を扱う。知識分野として、民事訴訟と証拠、刑事訴訟・証拠・判決、職業倫理を扱う。技術分野として、弁論術、意見書作成、起草、会議スキル、法廷外での紛争解決（交渉、調停、仲裁を含む）が含まれる。その他、提供機関ごとに専門的な実務分野に関する選択科目が設けられている。カリキュラムには、ライティングスキル、ケースワークスキル、ファクトマネジメント、リーガルリサーチ、基本的なマネジメント、対人関係スキルなども含まれている⁵⁴⁾。

職業構成要素の学習期間中には、法曹院での資格認定セッション（qualifying session）の修了も求められる。これはアカデミックな学びと職業構成要素の学びを補完し、さらに発展させることを目的に行われ、講義、夕食会、弁論術コース、模擬裁判(moots)、週末の宿泊トレーニングなどを通じた教育が実施されている。教育内容には、倫理・基準・価値観、弁論術、法的知識、正義と法の支配、平等・多様性・インクルージョン、実務修習への準備、キャリア開発、ウェルビーイングなどが含まれる。この資格認定セッションを終えることで、法曹院から「壇に呼ばれる」(Called to the bar)が行われ、バリスターの適格者として認定される。

4-3 実務型学習構成要素

実務型学習構成要素としては、経験豊富なバリスターの監督下で実務修習を行うことになる。実務修習は、通常6ヶ月間の非実務研修期間と、6ヶ月間の実務研修期間の2つに分かれている。前半の非実務研修期間はスーパーバイザーのシャドーイングのみであるが、後半の実務研修期間はシャドーイングを行いながら厳重な監督下で案件を引き受けることができる。

2021年からは実務修習の期間に、専門職倫理に関する試験が設けられる。この試験は、6つの短答式問題からなるオープンブック試験であり、倫理原則を適用して、提起された問題を特定し、議論し、対処し、それらの問題の適切な解決に達することが求められる。

5 ソリシター養成の各段階の教育内容と特徴

5-1 アカデミック段階の教育

ソリシター資格試験（SQE）ルートでは法学部であることも求められなくなり、ソリシター養成におけるアカデミック段階の教育内容は以前ほど問われなくなった。ソリシターの多様性を確保するために、法学部以外の者が資格を取得しやすくなったといえる。ソリシター資格試験（SQE）で法的な知識と技術を測ることができるため、アウトカム重視になり、教育プロセス及び学習プロセスへの規制は緩和された。

LPCルートでは、ソリシター規制機関（SRA）によって資格認定を受けた法学位（QDL）の取得が求められる。QDLでは、契約、不法行為、刑法、衡平法、信託、欧州連合法、財産法、

憲法、行政法の7つの基本的な法知識を学ぶ。法学以外の学位を取得した場合には、法転換コースである共通専門職試験（Common Professional Examination : CPE）もしくはGDLを修了する必要がある。CPEとGDLはほぼ同じ内容で7つの基本的な法知識を扱い、CPEは専門資格、GDLは学術的な資格という側面がある。どちらもアカデミック段階の要件を満たしているものとして扱われる⁵⁵⁾。

5-2 ソリシター資格試験（SQE）

ソリシター資格試験（SQE）は、ソリシターに必要なコンピテンシーをソリシター規制機関（SRA）が定め、その内容に基づいて行われる試験である。専門的知識を問うSQE1と、専門的知識及び技術を問うSQE2から構成される。

SQE1は、2日間にわたって行われ、5肢択一式問題が合計360問出題される試験である。内容には、ビジネス法と実務、紛争解決、契約、不法行為、イギリスの法制度、憲法と行政法、EU法とリーガルサービス、不動産実務、遺言と遺産管理、弁護士の会計、土地法、信託、刑法と実務、倫理と職業上の行動が含まれる。実務で求められる基本的な法知識が問われる。

SQE2は、SQE1に合格した者が受験可能である。クライアントインタビュー、弁論術、事件・案件分析、リーガルリサーチ、リーガルライティング、法文書起草などの技術を問うものであり、筆記試験と口頭試験が行われる。口頭試験では、ソリシターである試験官がクライアント役を演じ、技術を評価する形式で行われる。範囲に含まれる業務分野は、刑事訴訟、争議解決、不動産実務、遺言と親族関係及び遺言検認の管理と実践、ビジネス組織・規則・手続き、プロフェッショナリズムと倫理である。

5-3 職業的段階（LPC）

ソリシター事務所で働くために必要な技術を学ぶ職業的段階としてLPCが位置づけられている。LPCはステージ1とステージ2に分かれている。ステージ1では、訴訟の主要な業務分野を扱う。具体的にはビジネス法と実務、不動産法と実務、訴訟という3つの重要な業務分野をカバーする。また、専門的な技術、職業上の行動と規制、課税、遺言と遺産管理なども含まれている。ステージ2では職業選択科目を取り上げ、雇用法、家族法、商業不動産法など、法律と実務の専門分野に焦点を当てたものを3つ選択して学ぶ必要がある。

LPCの期間中には、専門技術コース(Professional Skill Course :PSC)⁵⁶⁾も修了する。専門技術コース（PSC）は、標準12日間のコースで、ソリシター規制機関（SRA）の認可を受けた大学院及びソリシター事務所などが実施している。LPCでの学習中に習得した知識と技術をベースに、実務にある程度触れた後に学習した方がよいとされることを扱う。3つの必修分野（金融&ビジネススキル、弁論術&コミュニケーションスキル、クライアントケアと職業基準）と選択科目で構成されている。

5-4 実務経験

ソリシター資格試験（SQE）ルートでは、資格取得のための実務経験（Qualifying Work Experience：QWE）が2年間必要になる。ソリシター事務所に限らず、法的サービスの提供機関、法務部などでの実務経験も含まれる。法的サービスを提供する様々な組織での実務経験が認められるように、柔軟な設計になった点がソリシター資格試験（SQE）ルートの大きな変更点である。この実務経験は、ボランティアも認められており、法学部在学中の実習、ロークリニックでの勤務、ボランティアや慈善団体や法律センターでの法的業務の経験、パラリーガルとしての業務経験などの期間を含むことができる。

LPCルートでは、ソリシター事務所での2年間の実務修習が求められる。訓練契約とも呼ばれるこの実務修習は、ソリシターの監督下で法律実務に携わり、実務に必要な専門的な技術を磨き、発展させる機会である。なお、LPCを終えた者が、資格取得のための実務経験（QWE）とSQE2の合格という2つの要件を満たすことでソリシター事務所での2年間の実務修習を代替することも可能である。ソリシター事務所における徒弟制としての学びに限らず、実務修習に関しても多様性が認められた形となった。

6 イギリスにおける法曹養成制度の特徴と専門職教育に関する課題

1970年代以降の法曹養成制度改革の議論も踏まえ、現在のイギリスの養成制度の特徴と課題について検討する。ここでは特に、専門職養成における質保証、アカデミックな教育と職業教育の接続や統合、社会から求められる法曹のあり方とプロフェッショナルリズム教育の観点から論じる。

オームロッド報告によるアカデミック段階、職業的段階、継続教育という3段階の養成制度の枠組みをバリスターの養成制度は現在も残している。一方、ソリシターの養成制度は、ソリシター資格試験（SQE）を導入し、資格試験と実務経験に重きを置く方向へ変化した。専門職養成の質保証システムに関して、橋本は医師と法曹の養成制度をふまえつつ、国家試験、国際基準の存在、専門職コンピテンシーなどが仕掛けとして機能していることを指摘し、質の問題をとりあげることで教育及び養成に関わってきたアクター間での対立が顕在化する可能性を指摘している⁵⁷⁾。バリスターもソリシターもそれぞれの職能団体が影響力を持っており、専門職コンピテンシーを定め、各養成段階の学習内容を規定し、各教育機関を認証する形で質保証に関わっている点は共通している。しかし、ソリシターは、教育内容やアウトカムにばらつきがあるという指摘を受けて、ソリシター資格試験（SQE）を導入し、共通試験による質保証を強化した形となった。統一の資格試験で専門的コンピテンシーを測るため、アカデミック段階での教育は法学部に限定せず、法科大学院のLPCを要件から外し、実務経験に関してもソリシター事務所以外も広く認定するなど、教育プロセスの質に関する要件は緩和されている。ソリシター資格試験（SQE）の導入は、ソリシターの資格取得の敷居を下げ、多様な学習者へと門戸

を開こうとするものであるが、法学教育の質という観点からは国際競争力が下がるのではないかと懸念も示されている⁵⁸⁾。法曹養成の質保証として、法曹資格の取得に大学院レベルの学位を求め、大学及び大学院などで必要なコアカリキュラムを定め、臨床法学教育を導入して実践的な教育の模索をするという従来の方針からの大きな転換であるが、新しく導入された資格試験による評価で、十分にそのアウトカムを測定できるのかは疑問である。

バリスターの養成制度では、アカデミック構成要素と職業構成要素の学びを定め、基本的な法知識から実務的な知識・技術へと学べるように接続と統合が模索されている。ソリシター養成制度も同様に、法学部の教育を経て、LPCを修了し、実務修習へと進む道を整備していたが、ソリシター資格試験（SQE）の導入によって見直しが進められた。法学部及び法科大学院での教育、特に伝統的なリベラル法学教育と法曹の実務的な学びとの架橋は課題が残されている。ソリシター資格試験（SQE）の導入は、資格試験のための勉強を促し、高等教育が育成すべき批判的志向の育成や深い学びと正反対の結果になる恐れもある。法学部及び法科大学院の教員が現場で模索してきた教育が正当に評価されておらず、現場の教員の意見が十分に反映されていないことも疑問視されている⁵⁹⁾。アカデミック段階での法教育には、既存の法を批判検討し、社会環境と法規を関連づけて考察するなどの能力育成や、法とは何か、正義とは何かなど、根底から問い直す力の育成が求められていた。各職能団体はこれらのリベラルな法学教育について否定しているわけではないが、養成制度全体としては十分にその価値が認められていない可能性がある。

2013年に出されたLETRでは、社会、消費者、司法の利益のために、法曹倫理、価値観、プロフェッショナリズムの教育が課題であるとされた。旧来の伝統的、権威的な法曹のあり方が問われ、近年はとくに消費者や市場の影響を受けて、規制緩和や特権の廃止などが進められてきている。その中で、専門職のあり方やプロフェッショナリズム自体を現代社会にあわせて捉えなおす試みも行われている。バリスターもソリシターも法曹倫理や価値観に関する授業や試験を設けるなど、市民や消費者から信頼される存在、現代社会のニーズに応えられる存在を目指している点は共通している。ソリシターは、多様な社会的背景の者が資格取得をできるように、より積極的に要件を変更してきた。ソリシター見習い制度では、法的サービスの仕事に従事しながらソリシター資格試験（SQE）の学習もできるため、収入を得ながら資格取得を目指せることがメリットとして打ち出されている⁶⁰⁾。市場の変化やニーズを踏まえ、制度を緩和していくソリシター養成制度の変化は、脱プロフェッションとしての側面がみられる。プロフェッションであるという考え方によって、営利性を否定し、競争原理を排除し、消費者（依頼者）のニーズを志向した業務の革新が遅くなるため、脱プロフェッションとしての弁護士像が消費者から求められている⁶¹⁾という流れを受けていると考えられる。これまで、プロフェッションとして、公共への奉仕や社会正義の実現などが強調されてきたが、ソリシター養成は、経済界や企業のニーズ、消費者のニーズに応えられる脱プロフェッション型の法曹養成制度に近づいていると考えられる。伝統的な専

門職のあり方から現代社会で求められている専門職のあり方への模索がされている中で、法曹倫理、価値観、プロフェッショナルリズムの涵養を、どの段階で、どのように行うかは現代的な課題であると考えられる。

7 おわりに

イギリスの法曹養成制度改革によって、アカデミック教育と職業的教育の架橋が試みられており、職能団体が各養成段階のコースを認証するなどの質保証が行われている。各職能団体が学習内容やコンピテンシーを定め、その内容に基づいた養成が行われているが、課題も多い。大学の法学部で行われてきたリベラル法学教育と職業的教育の間にはいまだに断絶がある。ソリシター資格試験（SQE）を導入したソリシター養成では、法科大学院に設けられてきた LPC が廃止されるなどの方針転向が行われている。専門職のあり方、プロフェッショナルリズム自体も、社会や消費者から問われ続けており、法曹倫理や価値観を、いつ、どのように教育するかも現代的課題である。

日本でも法科大学院での理論と実務の架橋、司法試験のあり方、法曹養成制度のあり方をめぐって、教育プロセスと教育の成果に関する議論がされてきた。司法試験による点による育成ではなく、法科大学院を含めた線による育成をめざす改革がされてきたが、法科大学院の教育内容や教育方法に関する議論はまだ十分に蓄積されているとはいえない。国家試験としての司法試験の影響は大きい、バリスター養成のように一定の教育プロセスや段階を残すのか、ソリシター養成のように資格試験のみに緩和していくのかでは、目指す法曹のあり方も異なってくるであろう。その点からも、今後のイギリスの法曹養成制度の変化や成果に注目したい。

本稿では、法曹養成の各段階の教育内容及び教育方法、実際の学習者の視点や経験を踏まえた検討が十分にできていない点が課題であり、制度面だけではなく実態とあわせて検討していきたい。

<注>

- 1) イングランドとウェールズのことを指す。スコットランドとアイルランドは別個の弁護士制度を持っており、法曹の制度もその養成制度も異なるためである。
- 2) 例えば、日本では1990年以降司法改革と法曹養成制度の見直しが行われている他、フランスでも司法に対する国民不信から2003年以降、身近な裁判所をめざして司法改革が行われている。また養成制度改革では、韓国でも2009年にロースクールの導入がされている。
- 3) 日本では法廷弁護士、上級弁護士などと訳されることがあるが、職務内容と役割を鑑み、バリスターが法廷以外の職務もあること、ソリシターと上下関係にあるわけではないことから、本稿ではバリスターとする。
- 4) 日本では事務弁護士、下級弁護士などと訳されることがあるが、職務内容と役割を鑑み、ソリシターが法廷での職務もあること、バリスターと上下関係にあるわけではないことから、本稿ではソリシターとする。
- 5) 「態度が横柄である」「依頼者の意向に従わない」「対応が遅い」「費用が高い」「処理が遅い」など、法的サービスの質に関する一般社会からの不満が噴出してきたことが指摘されている。詳しくは、吉川精

- 一 『英国の弁護士制度』日本評論社、2011年、p.187 参照。
- 6) 田中正弘「イギリスにおける法曹主体の法曹養成：法科大学院の発展経緯に着目して」『筑波ロー・ジャーナル』、19、2015年、pp.1-23。
- 7) 吉川精一、前掲書。
- 8) Boon, A. and Webb, J. “Legal education and training in England and Wales: back to the future”. *Journal of Legal Education*. 58 (1), 2008, pp. 79-121.
- 9) López, M. C. “New challenges in the UK Legal Education landscape: TEF, SQE and the Law Teacher.” *REJIE: Revista Jurídica de Investigación e Innovación Educativa*, 18, 2018, pp.11-30.
- 10) バリスターやソリシターが、裁判官や検察官となる仕組みのことである。アメリカも法曹一元制度を採用しており、弁護士が裁判官となる形態である。
- 11) インとも呼ばれ、もともとはバリスターの宿泊所を指しており、すべてロンドンに集中していた。高等法院がロンドンにあったためである。そのため、現在でもバリスターの育成機関はロンドンに集中している。現在はリンカンズ・イン、グレイズ・イン、インナー・テンプル、およびミドル・テンプルの4つの法曹院が存続している。これらは15世紀には存在していたとされる。
- 12) The Bar Council ‘BECOMING A BARRISTER’
<https://www.barcouncil.org.uk/uploads/assets/3c116b80-1ddd-4c91-862a06ec18ebe8f0/Becoming-a-barrister-Final-version-2020.pdf> (最終参照日:2021年11月14日)
- 13) The Bar Council ‘BECOMING A BARRISTER’
<https://www.barcouncil.org.uk/uploads/assets/3c116b80-1ddd-4c91-862a06ec18ebe8f0/Becoming-a-barrister-Final-version-2020.pdf> (最終参照日:2021年11月14日)
- 14) イギリスの司法制度は、不文法・慣習法による判例重視の長い伝統に基づいて形成されている。日本のように成文化された法律ではなく、判例が第一の法源とされ、コモン・ローが成立している。そして、陪審制を採用しており、市民が裁判に加わるという特徴をもつ。
- 15) 吉川精一、前掲書、p.48。
- 16) ロンドンではコモン・ローの領域がさらに専門分化しており、税務、刑事、名誉毀損事件、商取引関係等が専門家の対象となっている。吉川精一、前掲書、p.48。
- 17) 吉川精一、前掲書、p.48。
- 18) 吉川精一、前掲書、p.49。
- 19) 吉川精一、前掲書、pp.74-78。
- 20) 吉川精一、前掲書、p.12。
- 21) 宗教や道徳教育が重視され、歴史、聖書講読、音楽なども教えられていた。詳しくは、吉川精一、前掲書、p.12を参照。
- 22) 吉川精一、前掲書、pp.6-7。
- 23) ムート (moot) と呼ばれていた。
- 24) 吉川精一、前掲書、pp.13-14。
- 25) このインズ・オブ・コートの模擬裁判で、バーと呼ばれる壇に最も近接した座に呼ばれることを「壇に呼ばれる」(called to the bar)と呼び、これがバリスターの地位を付与する行為とされていた。「壇に呼ばれる」という表現は現在も名残がある。詳しくは吉川精一、前掲書、pp.12-16参照。
- 26) 資格取得についても、国王による弁護士の選任が行われるようになり、バリスターがリーディングを行う熱意が失われた。
- 27) 吉川精一、前掲書、pp.31-33。
- 28) 吉川精一、前掲書、pp.95-97。
- 29) 吉川精一、前掲書、pp.95-97。
- 30) 吉川精一、前掲書、pp.35-36。
- 31) 吉川精一、前掲書、pp.98-99。
- 32) 1962年に初めて、法学位をもっている者に対しては実務修習期間を2年に短縮した。
- 33) 正式名称は、Report of the Committee on Legal Education であり、『オームロッド報告』は通称である。

- 34) 田中英夫『英米の司法 –裁判所・法律家』東京大学出版会、1973 年、pp.461-462。
- 35) 田中英夫、前掲書、p.462。
- 36) 田中英夫、前掲書、pp.466-467。
- 37) 田中英夫、前掲書、pp.467-468。
- 38) 田中英夫、前掲書、p.471。
- 39) 田中英夫、前掲書、pp.471-485。
- 40) 法科大学院は主に新大学（旧ポリテクニク）に設置された。詳細は、田中正弘、前掲論文を参照。
- 41) ‘LETR: Setting Standards: the Future of Legal services education and Training Regulation in England and Wales’
<https://letr.org.uk/wp-content/uploads/LETR-Report.pdf>（最終参照日：2021 年 11 月 29 日）
- 42) Bar Standard Board ‘Becoming a barrister: an overview’
<https://www.barstandardsboard.org.uk/training-qualification/becoming-a-barrister.html>（最終参照日：2021 年 11 月 29 日）
- 43) Bar Standard Board ‘Vocational component of Bar training’
<https://www.barstandardsboard.org.uk/training-qualification/becoming-a-barrister/vocational-component.html>
 （最終参照日：2021 年 11 月 29 日）
- 44) 詳細はソリシター規制機関(SRA)の web サイトを参照。
<https://www.sra.org.uk/become-solicitor/sqe/degree-equivalent/>（最終参照日：2021 年 11 月 23 日）
- 45) イギリスの学位及び同等の資格にあたる職務経験がある必要があり、十分な水準の一般教育と学習（RQF のレベル 3 相当）およびかなりの実務経験を意味する。詳細はソリシター規制機関（SRA）の Web サイトを参照。
<https://www.sra.org.uk/become-solicitor/sqe/degree-equivalent/>（最終参照日：2021 年 11 月 27 日）
- 46) Solicitors Regulation Authority ‘Solicitors Qualifying Examination (SQE) route’
<https://www.sra.org.uk/become-solicitor/sqe/>（最終参照日：2021 年 11 月 29 日）
- 47) Solicitors Regulation Authority ‘Legal Practice Course (LPC) route’
<https://www.sra.org.uk/become-solicitor/legal-practice-course-route/>（最終参照日：2021 年 11 月 29 日）
- 48) A レベル以降の学生が対象である。推奨される応募資格として 5 GCSEs（数学と英語を含む）においてグレード C 以上（またはそれと同等のもの）、3 つの A レベル（または同等のもの）でグレード C 以上が求められる。詳細は、ソリシター規制機関（SRA）の web サイトを参照。
<https://www.sra.org.uk/become-solicitor/sqe/solicitor-apprenticeships/>（最終参照日：2021 年 11 月 29 日）
- 49) Solicitors Regulation Authority ‘Traditional arrangements’
<https://www.sra.org.uk/become-solicitor/legal-practice-course-route/transitional-arrangements/>（最終参照日：2021 年 11 月 29 日）
- 50) Bar Standard Board ‘Academic component of Bar training’
<https://www.barstandardsboard.org.uk/training-qualification/becoming-a-barrister/academic-component.html>（最終参照日：2021 年 11 月 26 日）
- 51) The Bar Council ‘BECOMING A BARRISTER’
<https://www.barcouncil.org.uk/uploads/assets/3c116b80-1ddd-4c91-862a06ec18ebe8f0/Becoming-a-barrister-Final-version-2020.pdf>（最終参照日:2021 年 11 月 14 日）
- 52) Bar Standard Board ‘2021 AETO Factsheet for Vocational Component’
<https://www.barstandardsboard.org.uk/uploads/assets/908eecec-f9d3-4f60-a2ca5eb1b05f04f0/2021-AETO-Factsheet-for-Vocational-Component.pdf>（最終参照日：2021 年 11 月 26 日）
- 53) Bar Standard Board ‘Vocational component of Bar training’
<https://www.barstandardsboard.org.uk/training-qualification/becoming-a-barrister/vocational-component.html>
 （最終参照日：2021 年 11 月 26 日）
- 54) Bar Standard Board ‘Bar Professional Training Course Handbook 2019/20’
<https://www.barstandardsboard.org.uk/uploads/assets/c9ff8c6b-ec16-478f-9e3420882944a6ae/d9a04231-ef6a-4b>

- 1a-b6853f145289feb3/BPTC-Handbook-September-2019b.pdf（最終参照日：2021年11月27日）
- 55) Solicitors Regulation Authority ‘Student information pack’
<https://www.sra.org.uk/become-solicitor/legal-practice-course-route/resources/student-information/>（最終参照日：2021年11月25日）
- 56) Solicitors Regulation Authority ‘Professional skills course information’
<https://www.sra.org.uk/become-solicitor/legal-practice-course-route/resource/professional-skills-course-information-pack/>（最終参照日：2021年11月25日）
- 57) 橋本鉦市「専門職養成の「質」保証システム-医師と法曹の教育課程を中心に」『東京大学大学院教育学研究科紀要』、50、2010年、pp.45-65。
- 58) *ibid.* López, M. C., pp.24-26.
- 59) *ibid.* López, M. C., pp.24-26.
- 60) Solicitors Regulation Authority ‘Solicitor Apprenticeships’
<https://www.sra.org.uk/become-solicitor/sqe/solicitor-apprenticeships/>（最終参照日：2021年11月29日）
- 61) 棚瀬孝雄「脱プロフェッション化と弁護士像の変容」『自由と正義』47（10）、1996年、pp.84-87。

主指導教員（渡邊洋子教授）、副指導教員（吉田正之教授・雲尾周准教授）